

電波法施行規則等の一部を改正する省令について

(4G周波数における5Gの導入及びBWAの高度化)

1 背景

第4世代移動通信システム（以下「4G」という。）及び広帯域移動無線アクセスシステム（以下「BWA」という。）で使用している周波数帯については、平成31年4月に割り当てられた第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）周波数よりも低い周波数を使用していることから、モビリティの確保等に向けて広域な5Gエリアを構築するためにも、5Gとしても利用したいというニーズがある。こうしたニーズを踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、平成30年12月から令和2年3月にかけて、「第5世代移動通信システム（5G）及びBWAの高度化に関する技術的条件」について検討を行い、本年3月31日に情報通信審議会より一部答申を受けた。

同答申を踏まえ、4G周波数における5Gの導入及びBWAの高度化等に向けた制度整備等のため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

2 改正概要

- 特定無線局の無線設備の規格に、FDD方式の5G及び5Gと互換性のあるBWAを追加（電波法施行規則 第15条の3）
- 無線局事項書様式の注に、高度化した地域BWA及び自営等BWAに関する記述を追加（無線局免許手続規則 別表第2号第2）
- TDD方式の5G周波数の拡張、FDD方式の5G及び5Gと互換性のあるBWAの技術基準を追加
（無線設備規則 第3条、第14条、第24条、第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の29、第49条の29の2、第57条の3、別表第一号、別表第二号及び別表第三号）
- 特定無線設備の対象に、FDD方式の5G及び5Gと互換性のあるBWAを追加
（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条、別表第一号、別表第二号及び様式第7号）

3 施行期日

公布の日から施行（令和2年8月27日）